

### ○ 帰国困難者に対する在留諸申請の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響により、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる者に対して、原則として以下のとおり措置する。

① 「短期滞在」で在留中の者

⇒ 「短期滞在(30日)」の在留期間更新を許可する。

② 「技能実習」又は「特定活動(外国人建設就労者又は外国人造船就労者)」で在留中の者であって、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望するもの。

⇒ 「特定活動(30日・就労可)」への在留資格変更を許可する。

③ その他の在留資格で在留中の者(上記②の者であって、就労を希望しないものを含む。)

⇒ 「短期滞在(30日)」への在留資格変更を許可する。

### ○ 在留資格認定証明書交付申請の取扱い

新型コロナウイルス感染症に関する上陸制限措置対象者に対する在留資格認定証明書交付申請について、原則として以下のとおり措置する。

① 既に在留資格認定証明書交付申請を行っている場合

⇒ 審査を保留する。

② 申請中の案件について、活動開始時期の変更希望が示された場合

⇒ 受入機関作成の理由書のみを提出させて審査する。

③ 再入国出国中に在留期限を経過した者など、改めて在留資格認定証明書交付申請が行われた場合

⇒ 申請書及び受入機関作成の理由書のみを提出させて審査する。



令和2年2月28日

出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための窓口混雑緩和対策について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、在留申請窓口の混雑緩和対策として、3月中に在留期間の満了日（注）を迎える在留外国人（在留資格「短期滞在」及び「特定活動（出国準備期間）」で在留する外国人を除く。）からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等については、当該外国人の在留期間満了日から1か月後まで受け付けます。

（注）本邦で出生した方など3月中に在留資格の取得申請をしなければ  
ならない方を含みます。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための窓口混雑緩和対策」  
に関するQ&A

令和2年2月28日  
出入国在留管理庁

Q： なぜこのような取扱いを行うのですか。

A： 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、地方出入国在留管理局における在留申請窓口の混雑緩和を図るためのものです。

Q： いつからこの取扱いがはじまるのですか。

A： 3月2日（月曜日）から実施します。

Q： 地方局の窓口の混雑状況はどのくらいですか。

A： その日の窓口の混雑状況については、各出入国在留管理局のTwitter公式アカウントでも確認ができますが、申請者が非常に多いため、長時間にわたる待ち時間が発生することがあります。

日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について

問1 発熱等の症状が見られる生徒等が欠席する場合、日本語教育機関の告示基準上どのような取扱いとなるか。

(答)

仮に生徒等が発熱等を理由として欠席する場合、当該事情による欠席は、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第37号、同項第39号に記載する「疾病その他のやむを得ない事由」に該当します。

問2 新型コロナウイルスの感染を防止するため、臨時休業としたいが問題ないか。

(答)

休業とする場合には、その補充のための授業開講など、可能な限りで休業期間を補うための措置を講じる必要がありますが、仮に当該措置を講じた上で、告示基準に定める規定（第1条第1項第6号ホ等）を満たさないこととなっても、直ちに告示基準不適合とみなされるものではありません。

問3 中国から帰国した生徒について、出席停止措置を執りたいが問題ないか。

(答)

文部科学省が発出した令和2年2月13日付け事務連絡に準じた対応をお願いします（同事務連絡は更新等されることがあります。）。

[https://www.mext.go.jp/content/20200214-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200214-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

出席停止措置を講じた場合の出欠の取扱いについては、問1を御参照ください。

なお、出席停止措置を講じた生徒の学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、その補充のための措置を講じるなどの配慮をお願いします。

問4 感染防止対策として、オンラインで授業を行うこととしたいが問題ないか。

(答)

日本語教育機関が感染症の蔓延の場とならないよう学校運営上の対策を講じる目的などの観点から、必要な範囲内において、当初は予定していなかったオンラインによる授業を行うこととした場合、当該オンラインによ

る授業をもって、直ちに告示基準等に適合しないとみなされるものではありません。

つまり、感染症の蔓延防止のため、必要な範囲内において、当該オンラインによる授業を教育課程の一部とみなすことが可能です。

なお、オンラインによる授業は、緊急的な措置として必要最小限で認められるものです。

※ この取扱いの変更等があれば、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>) で御案内しますので、御確認ください。